

気象警報発令時及び交通機関運休時における授業，定期試験等の取扱いについて

(平成18年1月25日 決定)
(平成19年11月7日 一部改正)
(平成22年9月8日 一部改正)
(平成25年3月29日 一部改正)
(平成28年2月24日 一部改正)
(令和元年6月26日 一部改正)
(令和2年2月20日 一部改正)
(令和3年6月30日 一部改正)
(令和5年7月26日 一部改正)
(令和6年12月19日 一部改正)

1 加東キャンパス

加東市に気象警報のうち暴風，大雨，洪水，暴風雪，大雪の警報又は特別警報のいずれかが発令された場合及び下記交通機関が運休となった場合の対面で行う授業及び定期試験等（以下「授業等」という。）の取扱いは以下のとおりとする。

[気象警報発令時]

- (1) 午前7時01分現在発令中の場合は，1・2時限の授業等を休講とする。
- (2) 午前11時01分現在発令中の場合は，3時限以後のその日の授業等はすべて休講とする。

[交通機関（神姫バス）運休時]

- (1) 午前7時01分現在運行していない場合は，1・2時限の授業等を休講とする。
- (2) 午前11時01分現在運行していない場合は，3時限以後のその日の授業等はすべて休講とする。

但し，前日午後10時までにオンライン同期型授業又はオンデマンド型授業（以下「遠隔授業」という。）を行うことが学生に通知されている場合は，授業等を開講する。

2 神戸キャンパス

神戸市に気象警報のうち暴風，大雨，洪水，暴風雪，大雪の警報又は特別警報のいずれかが発令された場合及び下記交通機関が運休となった場合の対面で行う授業及び定期試験等（以下「授業等」という。）の取扱いは以下のとおりとする。

[気象警報発令時]

- (1) 午前7時01分現在発令中の場合は，1・2時限の授業等を休講とする。
- (2) 午前11時01分現在発令中の場合は，3～5時限の授業等を休講とする。
- (3) 午後4時30分現在発令中の場合は，6時限の授業等を休講とする。
- (4) 午後6時10分現在発令中の場合は，7時限の授業等を休講とする。

[交通機関（JR西日本（大阪駅～姫路駅間），阪神電鉄及び山陽電鉄の3社全て）運休時]

- (1) 午前7時01分現在運行していない場合は，1・2時限の授業等を休講とする。
- (2) 午前11時01分現在運行していない場合は，3～5時限の授業等を休講とする。
- (3) 午後4時30分現在運行していない場合は，6時限の授業等を休講とする。
- (4) 午後6時10分現在運行していない場合は，7時限の授業等を休講とする。

但し，前日午後10時までに遠隔授業を行うことが学生に通知されている場合は，授業等を開講する。

3 その他

- (1) 気象庁による気象警報の発令及び解除並びに交通機関の運行情報の確認は，テレビ・Webサイト等の報道によるものとする。
- (2) 教育実習等期間中は，当該実習校等の指示に従う。
- (3) 通学途上において又は遠隔授業の受講に際して，危険又は困難な状況による授業の欠席及び遅刻等については，配慮するものとする。
- (4) この取扱いにより難しい場合は，学長又は教育を担当する副学長の判断により措置する。
- (5) この取扱いは，令和7年4月1日から適用する。